日刊 (日曜日、 土曜日、 休日休刊



行 発 東京都

目 次

規

則

95

○東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 ○非常勤職員の報酬、 -------(住宅政策本部住宅企画部民間住宅課)… する規則………………………………………(総務局人事部制度企画課)… 費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正 (住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課)…

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ……………(環境局環境改善部自動車環境課)…

則 教

#### 規 程 (水

規

○東京都教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則………………

○東京都水道局指定金融機関事務取扱規程の一部を改正する規程…………………… 

#### 程 (下水)

規

#### 規

則

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規

1

則を公布する。

令和三年十二月二十二日

東京都知事

小

池

百合子

### ●東京都規則第三百十八号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一 部を

改正する規則

非常勤職員の報酬、 費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則 (平成二十七年東京

都規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、

第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

Ŧī. 勤務時間条例第十九条第二項又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定によ

り出産支援休暇を承認されている場合

六 勤務時間条例第十九条第二項又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定によ

り育児参加休暇を承認されている場合

第十五条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

勤務時間条例第十九条第二項又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定によ

り妊娠出産休暇を承認されている場合

൛ᄓ

第十五条第二項に次の一号を加える。

Ħ.

前各号に掲げるもののほか、知事が人事委員会の承認を得て別に定める場合

第十九条第二項第三号中「第十五条第二項第六号」を「第十五条第二項第九号」に改

附 則

Ħ. Ŧī.

める。

六

この規則は、 令和四年一月一日から施行する。

東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布

六

する。

令和三年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百 合 子  $\triangleright$ 

### ●東京都規則第三百十九号

東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する

<del></del>
月

東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成二十一年東京都規則第

第四条中「第三項」を「第五項」に改め、「。以下「手数料条例」.九十八号)の一部を次のように改正する。

第六条及び第七条を削る。 第四条中「第三項」を「第五項」に改め、「。以下「手数料条例」という。」を削る。

るもの」を「前項の図書を添付する場合において、規則第二条第一項に掲げる図書のう図書で、知事が必要と認める図書」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「次に掲げ条第一項各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる基準に適合することが確認できる第八条第一項中「次に掲げるもの」を「申請に係る長期優良住宅建築等計画が法第六

第九条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

ち知事が不要と認める図書」に改め、同項各号を削り、同条を第六条とする。

(自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に係る事項)

に定めるところによるものとする。 域における自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮の観点から、知事が別配慮されたものであることについての基準は、建築をしようとする住宅が立地する地第八条 法第六条第一項第四号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減に

下に「(昭和二十五年政令第三百三十八号)」を加え、同条を第九条とし、第十一条か請(以下「変更認定申請」という。)」に改め、同条第二項中「建築基準法施行令」の第十条第一項中「変更認定申請」を「法第八条第一項の規定に基づく変更の認定の申

別記第一号様式中「※11※」を「※10※」に改める。

ら第十五条までを一条ずつ繰り上げる。

忌記第二号様式中「第12条関係」を「第11条関係」に、「第12条第1項」を「第11条

第1 頃」に改める。

別記第三号様式中「第12条関係」を「第11条関係」に、「第12条第2項」を「第11条

第2項」に改める。

別記第四号様式中「第13条関係」を「第12条関係」に、「第13条第1項」を「第12条

第1項」に改める。

別記第五号様式中「第13条関係」を「第12条関係」に、「第13条第2項」を「第12条

第2項」に、「建築及び」を「建築又は」に改める。

別記第六号様式中「第14条関係」を「第13条関係」に、「第14条第1項」を「第13条

第1 温」に改める。

別記第七号様式中「澵15※」を「澵14※」に改める

附則

1 この規則は、令和四年二月二十日から施行する。

2 この規則による改正前の東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第 2 この規則による改正前の東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和 
三年法律第四十八号)附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされ 
三年法律第四十八号)附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされ 
る長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請については、なおその効力を有する。 
る長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請については、なおその効力を有する。 
なお使用することができる。

東京都福祉住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月二十二日

東京都知事

小

池

百合子

●東京都規則第三百二十号

東京都福祉住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都福祉住宅条例施行規則(昭和三十五年東京都規則第八十六号)の一部を次のよ

うに改正する

第一条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ず

つ繰り上げる。

住宅使用料減額(免除)通知書」に改める。(第九条第二項中「または」を「、又は」に、「使用料減額(免除)通知書」を「福祉

公

報

3

う。 第十四条中「配偶者」の下に「(条例第十五条第一項第一号に定める配偶者をい 第十条第一項第一号中 )」を加える。 「第二条第一号」を「第五条第一項」 一に改める。

**田込書**」に改める。 別記第一号様式(表面) 中「福祉住宅(民生・母子)使用申込書」や「福祉住宅使用

別記第五号様式表中

中会		<b>欠款・番号</b>	14
額	月	共 益 費	先
額 円	Л	使 用 料	拍
号室		名称・番号	#
		種別	益

	份	独住	益
	井	魚	名称
	縙	用	半
	截	薬	神
	Л	Я	
	額	产	
L	H	田	号室
		に	

#### 改め、 同様式裏中

14 母子住宅の使用者は、次の場合、住宅を明け渡すこと、

- 使用者が配偶者を有するに至つたとき
- (2)使用者の扶養している児童が成年に達したとき。
- (3)使用者又はその世帯員のみとなつたとき。

別記第六号様式及び第七号様式中「田田」及び「中干」を削る。

別記第七号様式の二中

供	祉住	福
使用許可日	名称・番号	種 別
年		民生・母子
Я		
Н	アパート・住宅	
	号	
	棟	<u> </u>
	4	
	を	

住宅	福祉
使用許可日	名称・番号
年	
Я	
Ш	アパート・住宅
	号棟
	加

K

改める。

「サスイ」を「炒イ」に改める。 別記第八号様式中「使用料減免申請書」を「福祉住宅使用料減額(免除)申請書」に、

別記第十号様式から第十二号様式(表面)までの規定中「凩仕」及び「母子」を削る。

別記第十二号様式面のサイスと「おく」に改め、「田住」及び「中子」を削る。

別記第十二号様式の二中

份	私住	益
魚	名称	種
囲	・注番	
萃	44	别
Я	福祉住:	民生
菑	·住宅	
	2,,,	4
	民生 子母	
田	住 宅 アパート	
	1 分 条	
	号棟	
	(館)	
	号	
	を	

福祉作
名称
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
华
福和
祉住宅
住 アパート
号棟
(館)
加
に、

「サ入ハ」を「眇ハ」に改める。

を削る。

別記第十三号様式(表面)中「凩仕」及び「母屮」を削る。

別記第十四号様式中

	を 				
		1			
	住宅名・番号		住宅名・番号	住宅の種別	
	福祉住宅		福祉住宅 民生 母子	民生・母子	
	住宅アパート		住 宅 アパート		
	号棟(館)		号棟(館)		
	4		号		
L	— に 改	L	_ を		

甪

伤

മ

橅

卓

福祉住宅

出出于

弁パー

字ト

号棟

龠

ᆁ

「三十パーセント」に改め、

同条に次の二項を加える。

を

田

伤

9

櫯

別

民

#

中

4

める。

別記第十八号様式中

別記第十七号様式中「田田」及び「母子」を削る。

める。

甪

伤

′位

箝

亨

福祉住宅

弁パー

小子

号棟

(館)

亨

に改

十号様式、

第二十一号様式、第二十五号様式及び第二十七号様式による用紙で、

2

1

この規則は、

公布の日から施行する。

器」を「喪閥」に改める。

別記第二十七号様式裏中「抜すい」を「抜幸」に、

「現に」を「、現に」に、

承

別記第二十五号様式中「収入再認定請求書」を「年度収入再認定請求書」に改める。

別記第二十号様式及び第二十一号様式(表面)

中

「凩仕」及び「中十」を削る。

める。

別記第十四号様式の二及び第十五号様式中「凩缶」及び「中子」を削る。

別記第十六号様式中 Ĥ 田 伤 伤 栓 9 櫯 橅 中 別 福祉住宅 田 出 中 中 1 弁パー 字ト 4 4 号棟 (金) 亨

を

令和三年十二月二十二**日** 

東京都知事

小

池

百合子

する。

 $\widehat{\mathbb{H}}$ 伤 ′ 橅 中 福祉住宅 弁プパー 全下

号棟 **會** ᆁ

に改

●東京都規則第三百二十一号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する

十四号)の一部を次のように改正する。 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三

規定する低公害・低燃費車」を「特定低公害・低燃費車」に、 - 第三十五条に規定する」を「第三十五条第一号に規定する割合に係る」に、 第十七条の見出しを「(特定低公害・低燃費車の導入義務)」に改め、同条第三項中 「十五パーセント」を 「同条に

自動車を除いたものであって、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの(これ 条例第三十五条第二号に規定する規則で定める乗用車は、第一項の自動車のうち軽

を改造した特種の用途に供するものを含む。)とする。

5 燃費車のうち排出ガスを発生しないか、又は排出ガスの発生量が特に少なく、 条例第三十五条第二号に規定する割合に係る規則で定める割合は、 特定低公害・低 かつ、

十パーセントとする。 燃費性能が特に高いものとして知事が別に定める乗用車に換算した場合において、二

別記第三十五号様式備考1中「潹兇瓣 3 の 4 」を「潹兇瓣 3 の 5 」に改める。

1 この規則は、 令和四年四月一日 (以下「施行日」という。)から施行する。

この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都福祉住宅条例施行規則別記第 号様式、第五号様式から第八号様式まで、第十号様式から第十八号様式まで、第二 現に 2 日までの間にあっては、同項中「三十パーセント」とあるのは「十五パーセント」と (以下「新規則」という。) この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則 第十七条第三項の規定は、施行日から令和九年三月三十

残存するものは、 所要の修正を加え、 なお使用することができる

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布

る。

読み替えて、適用する。

は、同項中「二十パーセント」とあるのは「別に定める割合」と読み替えて、適用す3 新規則第十七条第五項の規定は、施行日から令和九年三月三十日までの間にあって

う。)による納付を承認したときは、当該指定代理納付者」を「第二百三十一条の二の

- 第二百三十一条の二第六項の規定による指定をした者

(以下「指定代理納付者」とい

同条中

第三十七条の三の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、

一第二号に該当するときにおける同条の規定により納付の委託を受けた指定納付受託者

(東京都給水条例(昭和三十三年東京都条例第四十一号)第二十八条に規定する指定納

修正を加え、なお使用することができる。 関する条例施行規則別記第三十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の4 この規則の施行の際、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に4

### 則(教

規

東京都教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月二十二日

東京都教育委員会

## ●東京都教育委員会規則第三十四号

東京都教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則

十九号)の一部を次のように改正する。

東京都教育委員会の権限委任等に関する規則

(昭和三十一年東京都教育委員会規則第

日までの間は、

なお従前の例による。

第二条第一項第七号中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改める。

附則

東

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

### 規 程(水)

### ●東京都水道局管理規程第十九号

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月二十二日

東京都水道局長 浜

佳

葉

子

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程

)| のように改正する。| 東京都水道局財務規程(昭和三十五年東京都水道局管理規程第二十二号)の一部を次|

5

附則

る

付受託者をいう。)による納付による収納をする場合は、当該指定納付受託者」に改め

1 この規程は、令和四年一月四日から施行する。

う。) 附則第十九条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた改正法第六2 地方税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第七号。以下「改正法」とい

の東京都水道局財務規程第三十七条の三の規定の適用については、令和五年三月三十の二第六項に規定する指定代理納付者による納付の方法に係るこの規程による改正前条の規定による改正前の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条

## ●東京都水道局管理規程第二十号

東京都水道局指定金融機関事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月二十二日

東京都水道局長 浜 佳

葉子

東京都水道局指定金融機関事務取扱規程の一部を改正する規程

東京都水道局指定金融機関事務取扱規程(昭和三十六年東京都水道局管理規程第二

号)の一部を次のように改正する。

別記第四号様式から第四号様式の六までの規定中「崙戸代攝쵨付崙分」を「崙戸쵨今

受託者分」に改める。

附則

1 この規程は、令和四年一月四日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局指定金融機関事務取扱

規程の様式 ものは、 なお使用することができる。 (この規程により改正されるものに限る。) による用紙で、 現に残存する

## ●東京都水道局管理規程第二十一号

東京都給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める

令和三年十二月二十二日

東京都水道局長 浜

佳 葉 子

東京都給水条例施行規程の一部を改正する規程

ように改正する。 東京都給水条例施行規程 (昭和三十三年東京都水道局管理規程第一号) の一部を次の

項を削り、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。 第二十条の十六の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、 同条第

間ごとの料金が次に掲げる要件を満たす場合に限るものとする 者」という。)に料金の納付を委託することができるのは、当該水道使用者の計量期 水道使用者が条例第二十八条に規定する指定納付受託者(以下単に「指定納付受託

を同条とする。 第二十条の十六第二項各号中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、 同

削り、 理納付者」及び「(納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)」を おいて同じ。)」を、 通知書」の下に「(納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。 第二十一条第一号中「払込み」の下に「又は指定納付受託者による納付」を、 「七日。 」を「七日」に改め、同号ただし書を削る。 「発送」の下に「又は送信」を加え、同条第二号中「又は指定代 次号に 「納入

この規程は、 令和四年一月四日から施行する。

1

2 の二第六項に規定する指定代理納付者による納付の方法に係るこの規程による改正前 条の規定による改正前の地方自治法 地方税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第七号。以下「改正法」とい )附則第十九条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた改正法第六 (昭和二十二年法律第六十七号) 第1 一百三十一条

行 発

東

令和五年三月三十一日までの間は、 の東京都給水条例施行規程第二十条の十六及び第二十一条の規定の適用については、 なお従前の例による。

#### 程 (下水)

規

# ●東京都下水道局管理規程第二十九号

東京都下水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月二十二日

東京都下水道条例施行規程の一部を改正する規程

東京都下水道局長

神

Щ

守

東京都下水道条例施行規程 (昭和三十七年東京都下水道局管理規程第二十八号) 0)

部を次のように改正する。 第二十七条の六を削る。

則

この規程は、 令和四年一月四日から施行する。

|電話 ○三(五三二一)一一一一(代) 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 都 郵便番号 定 価 本号 箇月 三〇円 |電話 ○三(三八一二)五二○一(代) |東京都文京区白山一丁目十三番七号 美 印 刷 株 式 会 社 郵便番号

ミックス 艇